

## 平成 31 年度 事業計画

### < 事業方針 >

我が国は人口減少社会を迎え、社会保障の持続可能性の確保が国の重要課題となっています。「地域共生社会の実現」という言葉のもと、住民一人ひとりの助け合いを基盤として、誰もが安心して暮らせる社会の創造が、国の制度や施策を決定する基本コンセプトとなっています。現在、公的なサービスと協働して誰もが助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現をめざした包括的な支援体制の整備が具体的に進められています。

このような状況のもと、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核組織として、社協のもつネットワークを最大限に生かしながら、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの実現をめざし、これからも社協事業に取り組んでまいります。

介護保険制度及び障がい福祉サービス等については、制度改正により在宅福祉サービスの充実に対する期待が高まる中、利用者に信頼される質の高い介護サービス及び障がい福祉サービスを提供してまいります。更に子ども・子育て支援として、念願の児童発達支援センターひまわりが完成し、平成 31 年度から、この施設を拠点に就学前までの障がいや発達に不安のあるお子さんを対象に総合的なサービスの提供に努めてまいります。

また、豪雨災害や今後発生が懸念される地震災害等への備えや、住民相互の支えあいの仕組みづくりなどを促進するうえで、ますます必要性が高まってくるボランティア活動の充実強化にも取り組んでまいります。

### < 重点目標 >

#### 1. 身近な地域での住民参加の地域づくりの推進

サロンや地域の交流活動を通じて地域の連帯意識を高め、住民一人ひとりが地域で孤立することがないように支援に努めます。また、支部社会福祉協議会や様々な団体と協働しながら地域の支え合い活動を推進します。

#### 2. 地域福祉権利擁護事業の拡充

判断能力が充分でない為、日常生活に困っている方に対して、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の構築に努め、支援を進めます。また、福祉サービス等の相談を受け、情報提供、助言を行います。

#### 3. 在宅福祉サービス事業の推進及び経営安定化

支援が必要な高齢者や障がい者に対する在宅福祉サービスを提供するとと

もに、地域ニーズを把握し新たなサービスへ結びつけるなど、地域の福祉サービスの向上を目指します。

また、経営状況を把握し、効率的な運営に努め、健全な経営の維持に努めます。

#### 4. 児童発達支援センターの運営

就学前までの障がいや発達に不安のあるお子さんを対象に、日常における基本的な動作や集団生活への適応訓練などの支援を行い、利用者一人ひとりの個性を大切にしたい、明るく楽しい児童発達支援センターを目指します。

#### 5. 西条市とのパートナーシップの強化

社協は、市と共に地域全体に目を配り、地域福祉を推進する公的な組織であり、今後も市とのパートナーシップをより強化し地域福祉施策の充実に取り組み、安心、安全な地域づくりを推進します。また、市と協働して地域福祉活動計画の策定に取組みます。

### <事業実施項目>

#### 1. 総務福祉部門

(1) 社会福祉協議会の経営、事業体制の強化を図る。

- ① 理事会の開催適正運営
- ② 専門部会の開催適正運営
- ③ 監事会の開催適正運営
- ④ 評議員会の開催適正運営
- ⑤ 評議員選任・解任委員会の開催適正運営
- ⑥ 各種法令に基づく諸規程の整備及び適宜改正
- ⑦ 経理事務の効率運営
- ⑧ 情報公開への適切な対応とコンプライアンス(法令順守)の強化
- ⑨ 職員研修強化及び育成事業の実施
- ⑩ 職員の適正配置及び将来計画の検討
- ⑪ 人事管理体制の強化及び適正な労務管理の実施
- ⑫ 補助金、委託料の確保及び予算の適正かつ効果的、効率的な執行と経費削減の実施 及び新たな財源確保に努める
- ⑬ 法人経営の現状を組織・財政両面を中心に課題を洗い出し、点検及び評価を行い、必要な改善策の検討を加えながら実施可能な取り組みを進める。
- ⑭ 人材育成体制の強化及び研修の実施

- (2) 役員・職員の資質向上のため、研修体制の強化を図る。
  - ① 愛媛県社会福祉大会への参加
  - ② 関係機関が開催する研修会への派遣
  - ③ 全職員の資質向上を目指した研修の実施及び内部研修の充実
  - ④ 研修成果を職場へ還元し職員全体の資質向上
  
- (3) 各種関係機関・団体との連携強化を図る。
  - ① 市との協働関係の構築及び連携強化
  - ② 民生児童委員協議会等福祉関係団体との連携強化
  - ③ 福祉関係各団体行事への協力
  - ④ 近隣社協との情報交換による連携強化
  
- (4) 本所及び支所の連携強化、円滑な事業実施体制の構築に努める。
  - ① 本所・支所連絡会の開催
  - ② 本所及び支所業務の適正化を推進
  - ③ 事務の効率化・事務費削減への職員の意識改革の推進
  
- (5) 西条市指定管理者制度による受託施設の効率的な管理運営に努める。
  - ① 福祉関係施設の管理運営
    - 東予総合福祉センターの適正運営及び利用促進
    - 丹原福祉センターの適正運営及び利用促進
    - 小松地域福祉センターの適正管理
  - ② 高齢者福祉施設の管理運営
    - 老人憩の家の適正運営及び利用促進
    - 丹原高齢者生活福祉センターの適正管理
    - 小松生きがいデイサービスセンターの適正管理

## 2. 地域福祉部門

- (1) 社会福祉協議会住民会員制度を推進する。  
社協活動をより多くの住民に周知し、住民会員制度の理解促進を図る。
  
- (2) 住民が、より身近な地域で福祉サービスを楽しむ地域づくりを目標に、支部社協の育成・強化を図るとともに、情報提供の推進と連携強化に努める。

- ① 支部間の連携促進のため支部長会の開催（4月18日：東予総合福祉センター）
  - ② 支部社協活動支援事業の実施（支部社協事業への職員派遣）
  - ③ 支部社協育成事業の実施（会費、共募配分金）
  - ④ メニュー事業による地域の実情に応じた支部活動の推進
    - ア 住民参加型在宅福祉サービス（ぬくもりボランティア）事業の実施
    - イ 敬老の家事業の実施
    - ウ 在宅介護者の会事業の実施
    - エ 老人のひろば事業の実施（7支部）
    - オ 児童の健全育成事業の実施（7支部）
- (3) 住民ニーズに沿った地域福祉活動を展開するため、地域福祉活動計画の策定に向けて準備を行う。
- ① 役職員の研修会の実施及び検討会の設置
  - ② 支部社協・関係機関との連携強化
- (4) 全ての市民が積極的に社会参加できる環境づくりに努め、地域福祉事業を強化する。
- ① 第15回西条市福祉フェスティバルの開催（4月29日：総合福祉センター）
  - ② 各種福祉関係団体の活動支援
  - ③ ふれあいベンチ設置事業の実施
  - ④ ふれ愛シネマ事業の実施
  - ⑤ なかよしきょうしつの実施（幼稚園・保育所との連携による未就学児の福祉教育推進）
  - ⑥ ひとり親家庭等新入学児童激励事業の実施
  - ⑦ ほのぼの広場事業（児童クラブ利用児童と地域団体の交流）の実施
  - ⑧ 少年式行事祝金事業の実施
  - ⑨ 中学校卒業就職者等激励事業の実施
  - ⑩ 高等学校生修学金基金による高等学校生修学金事業の実施
  - ⑪ 交通災害遺児進学・就職支援事業（県社協）への協力
  - ⑫ 歳末たすけあい事業の実施
  - ⑬ 障がい者への支援
    - 視覚障がい者向け「声の広報」発行事業の実施
    - 西条市テープライブラリーの管理・運営（総合福祉センター）
  - ⑭ 福祉用具貸出事業の実施

- ⑮ 屋内ゲートボール場運営事業の実施
  - ⑯ 出前講座事業の実施
- (5) 判断能力が不十分な方の「財産」や「権利」を守り、地域で安心して生活できるように権利擁護事業の推進を図る。
- ① 法人成年後見事業の実施
  - ② 福祉サービス利用援助事業の実施（受託：県社協）
  - ③ 権利擁護に関する理解促進のための広報啓発
  - ④ 関係機関・団体との連携及び協議
- (6) 社会福祉協議会の役割や活動を周知し、福祉活動への市民参加を促進するため広報活動の強化を図る。
- ① 第16回西条市社会福祉大会の開催（11月30日：丹原文化会館）  
福祉関係功労者表彰・ダイヤモンド婚頭彰の実施
  - ② 社協だより「しあわせの架け橋」の発行（年4回）
  - ③ ホームページ、フェイスブックによる情報提供の充実
  - ④ 社協パンフレットの改訂・発行
  - ⑤ 各事業のちらしの作成・配布
- (7) まごころ銀行基金及び預託金による地域福祉事業を推進する。
- ① ふれあい・いきいきサロン事業の実施  
ア ふれあい・いきいきサロン便り「すまいる」の発行（年4回）  
イ ふれあい・いきいきサロン研修会の開催
  - ② 敬老の家事業の実施（再掲）
- (8) 市内の全学校を福祉教育推進協力校に指定し、児童生徒の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進を図る。
- ① 福祉教育推進協力校説明会の開催
  - ② 福祉教育推進協力校実践事例集の発行
  - ③ 作品募集の実施を通して福祉意識の醸成
  - ④ 児童生徒の福祉体験学習の実施
  - ⑤ 夏休みボランティアスクールを各支所で開催し、福祉意識の啓発
- (9) 高齢者や児童、障がい者等が安心して地域で生活できるようボランティアを養成するとともに、ボランティア登録者の拡充を図り、その活動を支援する。

- ① 多種多様なボランティア講座を開催し、ボランティア意識の啓発とともに組織化支援
  - ② 点訳奉仕員等養成事業（受託：西条市）  
点訳、朗読（初級・中級）、手話（入門・基礎・ステップアップ）  
要約筆記の実施
  - ③ 企業等へのボランティア出前講座事業の実施
  - ④ ボランティアコーディネート機能の強化
  - ⑤ ボランティアロビー展の開催
  - ⑥ ボランティア保険の加入促進
  - ⑦ ボランティアセンターホームページによる情報提供の強化
- (10) ボランティア連絡協議会の充実強化を図り、ボランティア団体相互の連携を密にするとともにボランティア活動範囲の拡大とその強化に努める。
- ① 第16回ボランティアフェスティバルの共催（福祉施設、団体との連携）
  - ② ボランティア連絡協議会の支援
- (11) 災害ボランティア活動についての情報収集を進め、災害時に即応できる体制整備を図る。
- ① 災害ボランティア講座の開催
  - ② 災害ボランティアセンター用備品類の適正管理
  - ③ 西条市総合防災訓練への参加
- (12) 西条市市民活動支援センターやNPO法人等と連携し市民活動を支援する。
- (13) 福祉相談機能の充実強化を図り、各種関係機関と連携のもとに問題解決に努める。
- ① 各支所にて心配ごと相談事業の実施（受託：西条市）
    - 西条支所 月曜日～木曜日 （13：00～16：00）
    - 東予支所 毎週金曜日 （9：00～12：00）
    - 丹原支所 第2、第4火曜日（9：00～12：00）
    - 小松支所 第2、第4水曜日（13：00～16：00）
  - ② 事業の利用促進を図るための広報活動の実施
  - ③ 相談員の資質向上を図るため、研修会の開催

- (14) 生活福祉資金の有効活用を図り、低所得者世帯の生活の安定と福祉向上に努める（受託：県社協）。
- (15) 生活困窮者からの相談に応じる自立相談支援事業を実施し、生活困窮者の複合的な課題に対し各種関係機関と連携を図り、自立の促進に努める。
- ① 自立相談支援事業の実施（受託：西条市）
    - ア 相談支援センターの充実強化
    - イ 包括的な相談支援体制の構築と社会資源の開発
    - ウ 事業の周知・広報活動の実施
    - エ 職員の資質向上と関係機関との連携強化
  - ② 生活困窮者等緊急時食料支給事業の実施
    - 企業等より無償で提供される食料品を活用し、生活困窮から食料の確保が困難な方を救済するために食料支給事業を実施する
- (16) 共同募金運動に積極的に協力し、地域福祉活動の財源確保に努める。
- ① 共同募金への協力
  - ② 歳末たすけあい募金への協力
- (17) 生活支援コーディネーターを配置し、地域住民が主体となった介護予防・生活支援サービスの充実が図れるよう、地域の互助を高め高齢者の生活を支える体制づくりを進める。
- ① 生活支援体制整備事業の実施（受託：西条市）
    - ア 地域資源・ニーズの把握
    - イ 地域資源の開発
    - ウ ネットワークの構築
    - エ ニーズと取組のマッチング
    - オ 市と協力して地域の関係者のネットワークを図り、協議体の運営協力に努める。
    - カ 事業の周知・広報活動の実施
  - ② 生活支援コーディネーターの資質の向上
- (18) 相談援助実習（社会福祉士実習）の受け入れを行い、福祉の育成と職員の資質の向上に努める。

### 3. 在宅福祉部門

(1) 介護保険法に基づきサービス提供体制の充実強化を図るとともに、利用者、地域のニーズに応えられるよう質の高い安心なサービスの提供に努める。

① ケアプランセンターの充実強化

・サービスの利用が円滑に行えるよう支援を行うとともに、介護支援計画の質の向上を図る。

② ヘルパーセンターの充実強化

・知識・技術を職員間で共有することで、事業所全体の資質向上に取り組む。

③ 訪問入浴センターの充実強化（西条、東予）

・資質の向上の研修等に取り組み、思いやりのある、質の高いサービスを提供する。

④ デイサービスセンターの充実強化（ひまわり、さくら、つばき）

※ 「認知症対応機能」「重度高齢者対応機能」

「心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行う機能」を充実させる。

・介護職員の研修を強化し、利用者及び介護者の満足度向上を図る。

⑤ 介護予防サービス事業（訪問入浴）の実施

⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業

※介護予防・生活支援サービス事業の実施

・訪問型サービス ・訪問型サービスA-1

・通所型サービス

⑦ 介護予防支援事業（介護予防サービス計画・ケアマネジメント作成）の実施（受託：西条市）

⑧ 要介護認定調査の実施（受託：西条市）

⑨ 職員の意識向上を図るため、資格の取得及び研修会への参加奨励

⑩ 地域福祉事業との連携を進め、事業の広報活動を充実強化し利用者の確保に努める。

(2) 地域支援事業、高齢者福祉事業、生活支援サービスの充実強化を図り、地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう支援し、明るい長寿社会づくりと高齢者の社会参加を推進する。

① 食の自立支援事業の実施（受託：西条市）

② 生きがい対応型デイサービス事業の実施（受託：西条市）



- ③ 軽度生活援助事業の実施（受託：西条市）
- ④ 有償日常生活支援事業の適正実施と充実

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した障がい福祉サービスの提供に努める。

- ① 居宅介護事業（ホームヘルプ）の充実
- ② 重度訪問介護事業（ホームヘルプ）の充実
- ③ 同行援護事業（ホームヘルプ）の充実
- ④ 児童発達支援センターの実施

『児童発達支援事業』

個別・集団活動及び相談を通じ、発達支援の連続性、継続性が重要であることを重視し、関係者の理解を得ながら子どもの生きぬく力を支援する。

※毎日通園：発達の遅れや集団参加に難しさを抱えている就学前の児童を対象として毎日の通園の中で、人との関わり方を覚えたり、生活に必要な力を育てる支援を行う。

※併行通園：地域の保育園等へ通っている就学前の児童が集団によりよく適応し、楽しく園生活を送れるように、個々の発達課題に対して専門的な療育を行う。

『保育所等訪問支援事業』

保育所等における生活に課題がある場合に、保育所等に訪問支援員が出向き、児童や保護者、保育所等のスタッフに対し、集団生活適応や環境調整のための支援を行う。

- ⑤ 相談支援事業の充実強化  
一般相談支援事業（地域移行・地域定着）、特定相談支援事業、障害児相談支援事業
- ⑥ 障害支援区分認定調査の実施（受託：西条市）
- ⑦ その他、障がい福祉サービス事業実施
- ⑧ 職員の意識向上を図るため、関連資格の取得及び研修会への参加奨励

(4) 地域生活支援事業の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に努める。

- ① 障害者相談支援事業の実施（受託：西条市）
- ② 障害者移動支援事業（ホームヘルプ）の実施（受託：西条市）

- ③ 障害者(児)訪問入浴サービス事業の実施（西条、東予）  
（受託：西条市）

(5) 在宅介護支援センターの機能強化を図り、在宅福祉の充実に努める。

- ① 在宅介護支援センター運営事業の実施（小松）（受託：西条市）
  - ※介護予防・日常生活支援総合事業
  - 一般介護予防事業「いきいき百歳体操」「高齢者のつどいの場（高齢者カフェ）」など
- ② 家族介護教室開催事業の実施（小松）（受託：西条市）
- ③ 西条市地域包括支援センターとの連携強化

#### 4. その他の事業

地域住民の様々なニーズに対し、住民主体の原則のもと、開拓性、創造性、即応性をもった事業実施に努め、福祉のまちづくりを推進する。